

「保険料控除証明書ハガキ」見本 例①：地震保険料控除証明書ハガキ

郵便はがき

料金後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

1AH10000016#

保険料控除証明書

**「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。**

お客さまデスク
☎ 0120-993-733

お問い合わせ先
受付時間：平日 9:00~20:00
土日祝日 9:00~17:00

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部

AAA: []
023: []

●ご案内は内側にあります。
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりに乾かしていただく。

日頃より三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記二契約の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用できますので、大切に保管してください。

【地震保険料控除制度の概要】

<対象となる二契約>

①地震保険
地震・噴火・津波による居住用財産(※1)の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険の二契約
〔注〕保険契約者ご自身、もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者その他の家族が所有し、常時その住居として使用される建物またはこれらが所有する家財が対象となります。

②地震保険以外に損害賠償保険(年金額100万円超)・火災保険(火災保険料1/2+5,000円)・火災保険以外に損害賠償保険(年金額100万円超)・火災保険(火災保険料1/2+2,500円)のいずれか、以下すべてを含む二契約は「地震保険料控除制度」の対象となり、保険料控除が適用されます。
・保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
・平成19年1月1日以後、保険料の変更を行う二契約のうち、火災保険料が1/2+5,000円(※2)の二契約
〔注〕地震保険以外の保険料の変更(地震保険の中途解約を含む)は「地震」発生には適用されません。
〔注〕保険料の変更を伴った二契約のうち、その年の1月1日にさかのぼり、経過措置の対象となります。

<保険料控除の適用限度額> (平成29年9月現在)

所得税(国税)	①地震保険料(※)	②経過措置が適用される長期損害賠償保険料(※)
年間50,000円限度(地震保険料全額)	年間15,000円限度 ただし、地震保険料と合計で50,000円が限度 ・10,000円まで……………保険料全額 ・10,000円超30,000円まで……………保険料の1/2+5,000円 ・30,000円超……………一律15,000円	年間15,000円限度 ただし、地震保険料と合計で25,000円が限度 ・5,000円まで……………保険料全額 ・5,000円超……………一律10,000円

(※)①と②の合計控除限度額は、所得税50,000円、住民税25,000円です。
ただし、一つの二契約(証券番号単位)で地震保険料と長期損害賠償保険料の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除のみ適用されます。

■二契約内容に変更がある場合は、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
ご住所の変更は、当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)の「お客さまWebサービス」または、スマートフォンアプリ「スマ保」からご連絡いただけます。二契約内容についてはご利用いただけません。

<保険の対象の所在地>

ご契約の取扱代理店 []

平成29年分 地震保険料控除証明書 **重要**

保険契約者 []

証券番号 []

保険の種類 地震保険

保険の対象 建物
家財

保険期間 平成29年 1月25日から 5年間
地震保険

控除対象保険料 7,070円

上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成29年 8月13日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区千代田 119

見本

<ご注意>

- 上記は左側の「地震保険」に該当する二契約です。
- 上記の控除対象保険料は、本年8月末までの二契約内容に基づき、上記証券番号における平成29年1月1日から平成29年12月31日までのお支払い保険料を控除対象保険料として表示しています。
・控除対象とならない保険料は含まれていません。
・分割払の二契約にお支払いは、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの保険料を所定の払込期にお支払いいただいたものとして算出しています。
・一時払の二契約は、保険料を保険期間で割って算出しています。
ただし、二契約内容の変更を伴った二契約については、算出方法が異なる場合があります。
・本年9月以降に二契約内容の変更手続き等を行った場合は、控除対象となる保険料が変更となる場合があります。
- 本年中に二契約内容の変更手続きを行い、保険料のお支払いをされた場合は、継続契約の保険証券には地震保険料控除証明書もあわせてご届出ください。
- この証明書は地震保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明点がございましたら、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

「保険料控除証明書ハガキ」見本 例②：生命保険料控除証明書ハガキ

郵便はがき

料金後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

保険料控除証明書

**「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。**

医師・介護デスク
☎ 0120-922-873

お問い合わせ先
受付時間：平日 9:00~18:00
土 9:00~17:00

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部

AAA: []
023: []

●ご案内は内側にあります。
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりに乾かしていただく。

日頃より三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記二契約の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用できますので、大切に保管してください。

【生命保険料控除制度の概要】

生命保険料控除制度は、平成24年1月1日以降の二契約等より、新たに「介護医療保険料控除」が創設され、「介護医療保険料控除」「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの制度に改定されました。
当社でのご契約については、生命保険料控除の適用は下表のとおりとなります。

対象となる二契約

〔終身医療保険・医療保険(定期タイプ)〕VIV終身・VIV定期〔V-CARE〕
介護費用保険「積立介護費用保険」「障害疾病保険」「所得補償保険」「長期所得補償保険」「積立所得補償保険」「積立障害疾病保険」「積立がん保険」等

適用される生命保険料控除制度

- 介護医療保険料控除
 - ・保険期間が平成24年1月1日以後の二契約
- 旧一般生命保険料控除
 - ・保険期間が平成23年12月31日以前のご契約
 - ただし、平成24年1月1日以後に介護医療保険料控除の対象となる二契約のうち、上記介護医療保険料控除が適用されず、変更日以後の保険料2割、上記介護医療保険料控除が適用されます。

この二契約は、旧一般生命保険料控除(旧制度)が適用となり、控除額は次のとおりです。

◆旧一般生命保険料控除額

(1) 所得税(国税)	控除対象保険料	控除額(年間)
025,000円まで	控除対象全額	控除額全額
25,000円超50,000円まで	控除対象全額	控除額の1/2+12,500円
50,000円超100,000円まで	控除対象全額	控除額の1/4+25,000円
100,000円超	控除対象全額	一律50,000円

(2) 個人住民税(地方税)	控除対象保険料	控除額(年間)
015,000円まで	控除対象全額	控除額全額
15,000円超40,000円まで	控除対象全額	控除額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円まで	控除対象全額	控除額の1/4+17,500円
70,000円超	控除対象全額	一律35,000円

※「一般生命」「個人年金」の各保険料控除をおおむね
控除限度額は、所得税が100,000円、個人住民税が70,000円です。
※前制度、旧制度が適用される二契約の両方にご加入の場合、控除限度額は所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。

上記の取扱いは平成29年9月現在のものです。
ご契約内容に変更がある場合は、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご住所の変更は、当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)の「お客さまWebサービス」または、スマートフォンアプリ「スマ保」からご連絡いただけます。二契約内容についてはご利用いただけません。

ご契約の取扱代理店 []

平成29年分 生命保険料控除証明書 **重要**

保険契約者 []

適用制度 旧一般生命保険料控除

保険の種類 介護特約付健康長期保険

証券番号 []

保険期間 平成22年 9月30日より 終身

被保険者 []

控除対象保険料 23,300円

上記控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成29年 8月18日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区千代田 119

見本

(ご注意)

- 上記の控除対象保険料は、本年8月末までの二契約内容に基づき、上記証券番号における平成29年1月1日から平成29年12月31日までのお支払い保険料を控除対象保険料として表示しています。
・分割払の二契約につきましては、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの保険料を所定の払込期にお支払いいただいたものとして算出しています。
・一時払の二契約につきましては、一時払保険料等を保険期間(年数)等で割って算出しています。
・葬儀費用、健康増進、賠償責任等の特約がセットされている二契約につきましては、その特約部分の保険料は控除対象外となるため、特約部分の保険料を差し引いて表示しています。
・本年9月以降に二契約内容の変更手続き等を行った場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となる場合があります。
- この証明書は生命保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明点がございましたら、必ず先頭に記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。